

ワーカーズコープの歴史と原則～原則の主要な目的とそのポイント

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会
専務理事 田嶋康利

1. 2015年原則の策定にあたって

日本労協連は、第36回労協連定期全国総会（2015年6月26～27日）で新しい原則を確定した。この原則は、加盟組織における全組合員投票（2015年5月11～23日）の結果、組合員数8134人中、7182人が投票、賛成6778票（94.4%）の賛成を得た。

確立された原則に対する理解を深めるため、①労働者協同組合「協同労働の協同組合」の原則改定の歴史、②新原則の目的とその意味、ポイントについて討議資料を作成した。

2. 原則改定の歴史

2002年に旧原則を確立して以降、10年以上が経過する中で、運動・事業の大きな発展、とりわけ協同労働運動が社会連帯運動へと大きく発展する段階にあるとの認識に立つて、この状況にふさわしい原則へと発展させる必要が生まれてきた。

1979年中高年雇用・福祉事業団全国協議会設立時から掲げられた「7つの原則」は以来4回改定されてきたが、それは私たちの実践の発展と情勢の変化に連動（対応）するものであった。

(1) 事業団七つの原則（1979年9月～）：中高年雇用・福祉事業団全国協議会結成

よい仕事、自主・民主・公開の原則、労働組合の活動を保障、教育・学習、地域の住民運動の発展、全国観点など。「よい仕事をする」「赤字を出さない」「私物化を許さない」が最も強調された。

失業者・中高年者の仕事づくりー中高年雇用福祉事業団運動の出発と成長。1979年、全日本自由労働組合の民主的改革路線と連動して、全国36の事業団が結集し全国協議会が結成される。この時期の主要な事業は、失業対策事業の後处理的な仕事（公園の清掃、建設・土木、廃棄物処理など）

(2) 新七つの原則（改訂版：1986年5月～）：中高年雇用・福祉事業団全国協議会第7回総会で補強・改訂

原則の補強：よい仕事とまちづくり、民主的運営・経営能力、協同組合原則を守り、労働者の生活と権利を保障、労働組合との協力・共同、協同組合運動との提携、全国連合会の強化。「雇われ者意識の克服」「労働者は企業の主人公になり得るか」を提起。

第7回総会で労働者協同組合運動への発展を決定、協議会から連合会へ。「いま『協同』を問う」プレ集会を開催（全国協同集会を開始、1987年）、協同総合研究所の設立（1991年）など。協同組合間提携による仕事（ビルメンテナンス、清掃、物流業務等）が

広がる。

(3) 労働者協同組合七つの原則（1992年5月～）：全団員投票を経て第13回総会で決定
徹底民主主義・労働者が企業の主人公、よい仕事・まちづくり、出資・事業計画・仕事の拡大、自立と協同と愛の人間に、全国観点と変革の立場、労働組合運動・地域の運動をの連帯、国際連帯。

国際協同組合同盟（ICA加盟、1992年）、全組員経営・共感の経営を提起、自らの運動・組織を労働者協同組合運動（労働者協同組合）として自己規定。映画「病院で死ぬということ」の制作・上映運動、労働者協同組合法制化運動を開始。

「新しい福祉社会の創造～労働の人間化・地域の人間的再生」を掲げ、全国で高齢者協同組合、2000年介護保険制度に施行に対応した地域福祉事業所づくりを広げた。「協同を問う」から「協同を拓く」集会として全国協同集会を発展、NPO法施行を契機に地域のさまざまな団体組織との連携が広がる。

(4) 労働者協同組合新原則「協同の労働・経営・運動のための指針」（2002年6月～）：
全組員投票に対して承認され、連合会第23回総会で決定

仕事おこし・よい仕事、全組員経営、まちづくりの事業活動、自立と協同と愛の人間に、全国連帯で協同労働の協同組合の強化、非営利・協同のネットワーク、国際連帯・共生と協同の社会を掲げる。

労働者協同組合を「協同労働の協同組合」と定義づけ、運動・事業の焦点を「生活と地域」に定め、市民の自覚の高まりを中心に据えた「3つの協同」によるよい仕事と仕事おこし、市民が主体となる「新しい公共性」を掲げ、自治体との提携を深める立場で子育て施設の運営を中心に広げる（指定管理者制度2003年）。センター事業団を母体に社会連帯委員会を設立（2004年）、地域の課題に応える社会連帯運動を開始、2010年一般社団法人化。2011年3月11日東日本大震災を機に、東北に復興本部を設置、「東北から新しい日本を」を掲げ沿岸被災地における被災当事者と共に仕事おこしに挑戦を開始。

国連国際協同組合同年（2012年）を契機に協同集会を「協同を拓く」から「協同が創る」全国集会へと発展、九州・沖縄協同集会（2014年）において、韓国地域自活センター協会との包括的協同協定の締結など国際的、また市民連帯・社会連帯運動を創造する集会として開催。

協同労働の協同組合法制化運動の高まりを背景に、2008年超党派の議員連盟を発足。協同労働の協同組合が法制化される時代に、働きたいと願うだれもが安心して働くことのできる社会「完全就労社会」と「公的訓練・就労事業制度」を提案。全組員経営・共感の経営を基礎に、「社会連帯経営」を発展させ「総合福祉拠点」づくりを提起。

2016年第39回定期総会で、法制化時代の協同労働運動の質的転換—「三層構造」の年面的挑戦を掲げ、「協同総合福祉拠点」（みんなのおうち）、「地域未来産業」の創造を提起。超党派による「協同組合振興研究議連」、与党協同労働に関する法制化ワーキングチームにおける協同労働の法制化議論の進展（労働者協同組合法法案要綱確定）を契機に、法制化時代に協同労働に「公共性」を付与するための「総対話・総行動」を呼びかけ。

2020年12月4日、臨時国会参議院本会議で労働者協同組合法が可決・成立（別添資料

参照)。

※現在、日本労働者協同組合連合会の事業高は 350 億円、約 1 万 6 千人が就労している (2019 年度)。

3. 原則改定に求められる役割

(1) 原則とは何か

原則とは「人間の社会的活動の中で、多くの場合にあてはまる基本的な規則や法則」である (大辞林)。

協同組合においては、「原則は戒律以上のものである。それは行動判断と意志決定のための指針 (ガイドライン) である。協同組合が原則を文面どおりに履行しているかどうかを尋ねるだけでは十分でない。協同組合が原則の精神に沿っているか、各原則が生み出すビジョンが個別的にも集会的にも協同組合の日々の活動に深くしみこんでいるかどうかを知ることが重要なのである。そういった視点からすれば、原則とは定期的、儀式的に見直されるような使い古されたリストではないのだ。それらは力を与える枠組みであり、活気を与える原動力であり、それを通じて協同組合は未来をつかむことができる。協同組合の確信を成す原則は、それぞれがお互いに独立している訳ではない。それは微妙に関連し合っており、もしその中の一つが無視されれば、すべてが減退してしまう。協同組合はいずれか一つの原則のみによって判断されるべきではなく、原則全体をいかにうまく遵守しているかによって評価されるべきである」

「原則は協同組合人が自分たちの協同組合組織を発展させるために努力するうえでの指針である。それは哲学的思考と同様数世代の経験によって形作られた、本質的に実践的な原則である」(「21 世紀の協同組合原則 ICA アイデンティティ声明と宣言」、日本経済評論社、2000 年より)

(2) 原則改定に求められる役割

前記の通り、原則の改定は、常にワーカーズコープの運動事業を大きく発展させるものであり、2015 年原則に求められる役割は、以下の通りであった。

(1) 社会の大転換期の中で、私たちはどのような社会を展望していくのか、また協同労働運動の今後のさらなる発展の方向性を原則の中に取り込むこと。

(2) 協同労働の協同組合が「労働者協同組合法」として法制化される時代にあって、生活と地域の必要に応える協同労働の協同組合における労働の有り様 (労働の概念) を、社会連帯経営と社会連帯運動を内包する協同労働の視点から提起すること。

(3) 私たち自身の運動・事業・経営・組織の全ての焦点に、協同労働を定着させる必要があること。

4. 新しい原則を策定する目的

今日、社会は「気候危機」と称される「人類史的」な危機の時代に直面しており、2030 年が「未来への大分岐」と言われ、社会の持続可能性が問われている。その危機の本質は、化石燃料に依存した工業化社会ー大量生産・大量廃棄・大量消費型の資本主義的生産

様式に基づく経済システムによる自然からの限らない収奪にある。

さらに、成長経済と福祉国家の衰退から新自由主義（土地と労働と資本を「規制緩和」によって最も利潤率の高いところに強権を伴いながら推進する政策）のもと、社会の分断と金融資本主義と多国籍企業（なかでも GAF A と称されるデジタルプラットフォーム事業の台頭によるデジタル資本主義）の市場支配により、環境破壊が進行し、富の偏在、貧困と格差の拡大が極まっている。不安定就労の広がりにより人々の労働は、破壊を極限まで進めている（世界の富裕層 2153 人の富は 8.7 兆ドル、世界の低位 6 割（46 億人）の富は 8.1 兆ドル。日本で年収 200 万円以下は、1988 年に 793 万人が 2019 年に 1200 万人に、金融資産がない世帯は 1987 年に 3.3%から 2019 年に 28.0%に。特に化石燃料をこの 30 年で人類がこれまで使った化石燃料の半分を使っている）。

アメリカの世界における覇権的地位の相対的低下と連動した我が国の国家主義に基づく「戦争をする国づくり」への危険な兆候（国家機密保護法の制定や安全保障法の改定による集団的自衛権の行使容認とそれに基づく空母導入や沖縄新基地建設の強行）は、働く人びとや市民の生活や労働の危機を一層深化させていくと同時に、福祉の削減、基本的人権の破壊、とりわけ人びとから自治の権利を奪い去ろうとしている。いまや「戦争前夜」という時代認識を持つ人びとも増えている。

しかも、これから日本社会は成長なき人口減少社会、超少子・超高齢化社会という戦後誰も経験したことのない未曾有の歴史的事態に突入する。この流れの基調は、2060 年頃まで続くと言われている（国立社会保障・人口問題研究所、日本創生会議レポート）。

我が国では、ひきこもり、社会的孤立が深刻な課題として浮上し、自己責任論が広く深く人々の中に浸透し、8050 問題や就職氷河期世代（ロスジェネレーション世代）の不安定就労の継続が、高齢期を迎える 2040 年に危機的事態を迎えることが予測されている。

それら外的環境が大きく変化する歴史的転換期の中で、生活と地域の必要に応える事業運動を推進する協同労働の協同組合（ワーカーズコープ）は今も着実に発展を続けているが、この後も、さらにその果たすべき社会的・歴史的役割や任務に対する期待はさらに一層大きなものになるものと確信する。

その発展の方向は、法制化を目前に協同労働への全市民的認識と共感の広がり、実践への参加を基礎にした、

- (1) 持続可能な地域づくりを目的にした、F（食）・E（エネルギー）・C（ケア）が自給循環する地域経済の創造と就労創出・仕事おこし。
- (2) 地域の社会資源を生かした第一次産業と再生可能エネルギーの創生を展望した新たな事業・地域循環型産業への挑戦ー「地域未来産業」（第三層）。
- (3) 市民が労働力を持ち寄って協同組合設立に参加する新しい経営路線としての社会連帯経営の確立と社会連帯運動の本格化（第一層）
- (4) そして、障害があっても、困難になっても、共に働くことができる拠点としての住民主体の居場所＝協同総合福祉拠点（みんなのおうち）づくり、である。

これからの 50 年を見通した中長期的な協同労働運動の発展とさらなる飛躍を展望した、原則の確立とそれに基づく実践が求められている。

5. 新原則のポイント

(1) 原則は、協同労働運動が今日果たす社会的役割とその使命を文章化した「宣言」と、新しい経営理念である社会連帯経営を取り込んだ「原則」の2部構成である。

(2) 宣言は、その節ごとに

- ①「協同労働の発見」
- ②「人間的成長・発達を促す労働の価値」
- ③「創出する新しい社会像としての完全就労社会と新しい福祉社会」
- ④「先人たちの精神を引き継いだ、労働者協同組合の社会的使命」

を簡潔に記述して整理した。

私たちワーカーズコープが今まで引き継いでいる精神とは、その母体組織であった全日本自由労働組合が掲げてきた「失業と貧乏をなくし戦争に反対する」という合い言葉とそれに基づく労働運動、そして国際的な協同組合運動の「相互扶助」「自治と連帯」「公平と公正」という社会的価値と使命（ICA：国際協同組合同盟）である（ICA原則、「21世紀の協同組合原則」2000年、日本経済評論社参照）。

(3) 原則の冒頭に協同労働の協同組合の「価値」を掲げている。

旧原則は「定義」の中で、協同労働を3つの協同（働く人どうしが協同し、利用する人と協同し、地域に協同を広げる労働）としているが、これは狭義の協同労働を定義しているに過ぎず、協同労働の本質を表現しているとは言い難いと考えた。

一方で、協同労働そのものの労働観（労働概念）を現時点で定義し表現するのは困難であるとの認識により、改定案では「定義」を設けず、その「価値」を表現するものとして、原則の冒頭部分に協同労働の協同組合の目的と使命を文書化して採り入れている。

「協同労働の協同組合は、共に生き、共に働く社会をめざして、市民が協同して力を出し合い、人と地域に必要な仕事をおこし、よい仕事をし、地域社会の主体者になる働き方をめざします。尊厳あるいのち、人間らしい仕事とくらしを最高の価値とします」（旧原則の使命「協同労働の協同組合がめざすもの」の(1)の文章を参考）。

(4) 新原則は、旧原則を整理すると共に、社会の連帯性・市民の社会性を高める「社会連帯経営」と、人と自然が共生する持続可能な地域社会の創造を目的とした地域経済と総合福祉拠点づくりを明文化している。

(5) 新原則のポイント

■旧原則

- 第1原則 働く人びと・市民が、仕事をおこし、よい仕事を発展させます。
- 第2原則 すべての組合員の参加で経営を進め、発展させます。
- 第3原則 「まちづくり」事業と活動を発展させます。
- 第4原則 「自立と協同と愛」の人間に成長し、協同の文化を広げます。
- 第5原則 地域・全国で連帯し、協同労働の協同組合を強めます。
- 第6原則 「非営利・協同」のネットワークを広げます。
- 第7原則 世界の人びとと連帯して「共生と協同」の社会をめざします

■新原則

- 1 仕事をおこし、よい仕事を発展させます
- 2 自立・協同・連帯の文化を職場と地域に広げます
- 3 職場と地域の自治力を高め、社会連帯経営を発展させます
- 4 持続可能な経営を発展させます
- 5 人と自然が共生する豊かな地域経済をつくり出します
- 6 全国連帯を強め、「協同と連帯」のネットワークを広げます
- 7 世界の人びととの連帯を強め、「共生と協同」の社会をめざします

1 「仕事おこし」「よい仕事」の原則

第1原則は、1) 生活と地域の必要と困難、課題を見出し、人と地域に役立つ仕事をおこし、2) 働く人の成長と人と人との関係性を育むよい仕事を進め、3) 仕事と仲間を増やし、働く人の生活の豊かさと幸せの実現をめざす、と3つの条項に整理した。

1) 「よい仕事」「仕事おこし」は、40年の歴史の中で不変の原則。働く者の連帯性を高め、生活と地域を焦点とする労働に価値を与え、労働を全面的に生かすことによってこそ「よい仕事」ができ、社会的評価も得られる。人間は社会的存在であると言われるが、その実感は「仕事」を通じた社会と人間の関係性の中で得られる（社会的有用労働）。人間の「生きがい」と「協同労働」、「よい仕事」の関係は、実践的に深めていく根源的テーマである。

2) 「よい仕事とは、働く者の成長・発達を促す最大のもの。仕事の成果として、他人に対して、よいものを生み出すと同時に、自分自身にとっても人間的な能力、精神的なことも含めた成長・発達を促す」永戸祐三（日本労協連名誉理事）。

3) 「人間的・社会的に意味ある仕事」。「『良い仕事』は、個人にとって望ましい仕事であるとともに、人間と社会にとって望ましい仕事である。つまり、個人に対し満足を与える仕事と、人間的・社会的に意味のある仕事の両面を意味し得る」（『良い仕事』の思想～新しい仕事倫理のために）杉村芳美氏（甲南大学学長、中公新書、1997）。

4) 1986年原則「労働者の生活と権利を保障」、1992年原則「3・・・仕事を拡大して、生活を向上させます」を踏まえて、「働く人の生活の豊かさと幸せの実現」を新たに追加。人たるに値する生活と調和した労働（ディーセントワーク：働きがいある人間らしい仕事）をどう実現していくか。

5) 持続可能なコミュニティへの関与、未来への責任“自分たちさえよければ”を超えて、社会変革、社会連帯の思想を大切に、地域、社会の必要に応じて仕事をおこすことの

価値。

2 自立・協同・連帯の文化創造の原則

自立・協同・連帯の文化を職場と地域に広げるために、1) 一人ひとりの主体性を育て、2) 話し合いと学び合いを大切に、連帯感を高め、持てる力を発揮し、3) お互いを尊重し、生活と人生を受け止め合う関係をつくり、4) 人と地域を思いやる自立・協同・愛の文化を職場と地域に広げる、と整理した。

1) 協同することの価値。一人ひとりの主体性・多様性を基礎に、それぞれの違いを認め合って、「対話」を基礎において連帯することの意味。

2) 「他者への配慮」「思いやり」を基礎に、「話し合い」と「学び合い」を大切にしながら、排除しない共生型の職場と地域づくりを進める連帯の文化と当事者性の発揮。

2015年度に施行された生活困窮者自立支援制度を焦点に、協同労働の本質の意味を持つ「ともに働く・ともに生きる・地域づくり」、当事者主体に基づく、孤立・排除のない職場と地域づくりが実践的なテーマに。

3) 「自立・協同・愛」の文化創造。1992年原則で採用された原則(第3原則)。「愛」とは、「そのものの価値を認め、強く引きつけられる気持ち」「その価値を認め、大事に思う心」(岩波国語辞典)。

3 社会連帯経営の原則

職場と地域の自治力を高め、全組合員経営を基礎に社会連帯経営の発展をめざす。

1) 旧原則の全組合員経営を3点に整理し、リーダーの役割については各加盟組織の運営の指針として別途作成することとした(センター事業団の組合員のしおり等を参照)。

「全組合員経営」とは「出資をし、自らが主人公として成長していこうとする組合員の努力を基本に、事業所において、情報の共有、話し合い、よい仕事、健全経営、仕事の拡大など、一つ一つの取り組みを着実に発展させながら、自治能力を高め、事業所が全面的に発展していく経営」路線。

2) 「3つの協同」をさらに深化・発展させるための社会連帯経営の原則。その本質は、生活と地域に必要とされる仕事を市民の連帯・協同の力でおこすという意味であり、「働く人どうしの協同、利用する人と協同、地域との協同」という個別的な協同の関係づくりを超えて、「働く組合員と利用者・地域の人たち」が、「事業・運動を通じてつながり、地域づくりの主体者・当事者として連帯性を強める」ことに価値を置く経営路線として提起。

4 持続可能な経営の原則

経営の持続的な発展に向けた健全経営と積立金の確立、剰余金処分について提起。

1) 「赤字を出さず、利益を生み出す」経営は、経営の持続的な発展を保障するだけでなく、「自分たちさえよければ」を超えて全国的な事業運動を支える全国連帯の思想を伴っ

た経営。「利益」を生み出し「積立金」を積み立て、「剰余」を残し全国的な発展をめざす経営路線である。

2) 積立金、剰余金処分による基金は、世代を超えた社会連帯の財産。積立金はセンター事業団においては「自立積立金」として 1987 年の設立当初より制度化され、2002 年には不分割制度を導入（自立積立金の 60%）。センター自立積立金は事業高の 5%を目標に設定（2013 年度は 2.4%実施、2014 年度予算では 4.3%）。

→議論されている「労働者協同組合法案（骨子）」においては、準備金を剰余の 1/10 以上、就労創出積立金を 1/20 以上を積み立て、教育繰越金を 1/20 次年度に繰り越すことに。

3) レイドロー報告「西暦 2000 年における協同組合」…「労働者協同組合は、長期にわたる自己金融のための強力な制度を確立しなければならない」「利益のなかから資本の蓄積を図ることよりも、事業運営のなかに自動的な資本形成の方法を組み込んでいる協同組合は、将来非常に有利になる」との指摘。

4) ICA 第 3 原則「組合員の経済的参加」…「組合員は、協同組合の資本に公平に拠出し、それを民主的に管理する。…準備金を積み立てて、協同組合の発展に資するため—その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする—」。

5 地域経済の原則

人と自然が共生する豊かな地域経済の創造をめざして、1) 地域の資源を生かし、F（食）・E（エネルギー）・C（ケア）が自給・循環する社会を地域住民と共に創る、2) 安心して集え、役割を発揮できる居場所としての総合福祉拠点の発展をめざす、ことを提起した。

1) 3・11 東日本大震災と原発破綻が浮き彫りにした我が国の政治・経済・社会の危機的・破綻的事態。今後の日本社会—「成長なき人口減社会」「超少子高齢社会」の中で、私たちが創造する持続可能な社会とはどういう社会か。グローバル経済に対抗するものとして、FEC が自給循環する地域社会（コミュニティ）の創造を 2011 年 6 月の全国総会で提起、農業や自伐林業など第一次産業の事業化に挑戦を開始してきた。2016 年総会において第 3 層への事業挑戦の本格化として「地域未来産業」創造を提起、モデル地域を定めながら実践を追求していく。

2) 地球温暖化による気候危機の時代—台風など大規模災害の背景にある温暖化を生み出す、資本の限らない収奪による環境破壊に対して、大切なことは、「人間は自然の一部である」（中村桂子：生命誌研究者）との認識に立ち、自然と人との関係性を大切にし、平等で豊かさのある暮らしと生業が成り立つ地域経済をつくりあげるということ。

3) 「里山資本主義」が描いたコミュニティ再生の本質に学ぶ—「ハンデのある人や地域はマイナスではなく、玉手箱のように輝くという逆転の発想。地域で無用だと思われていた資源（人や自然）を再利用することで原価ゼロ円からの経済を再生し、コミュニティ再生と自立した地域経済を確立する。そしてそれは、マネー資本主義の生み出す歪みを補うサブシステムとして、そして非常時にはマネー資本主義に代わって表に立つバックアップシステムとして、日本と世界の脆弱性を補完し、人類の生き残る道」である。

4) 「地域資源の保全のみならず、地域資源としての質を高めるための知恵や技を地域住

民が身につけ、環境保全と両立する産業を、地域資源保全型経済と呼ぶ」(小田切徳美(明治大学教授)、「農山村は消滅しない」、岩波新書、2014年12月)。

5)「だれもが安心して集え、役割の発揮できる居場所、総合福祉拠点への発展」・・・地域で最も困難を抱え、苦勞している人びととともに働き、仕事をおこし、支え合える地域をつくること、制度から投げ出される軽度の高齢者を地域で受け止め、活躍の場をつくること、貧困の連鎖を断ち切り、どの子どもも主人公となれる豊かな体験や学びを通じて元気に育つ地域をつくるための居場所としての総合福祉拠点をめざす。

2016年、地域の願いや可能性、困難や課題と、仲間の思いや願いを結んで、共に解決していこうとする人々の居場所として「協同総合福祉拠点」(みんなのおうち)を提起。

6 全国連帯の原則

全国連帯を強め、「協同と連帯」のネットワークを広げるために、1) 協同労働運動の全国連帯を基礎に、2) 協同組合や社会連帯組織とのまちづくり・仕事おこしの連携を強め、3) いのち・平和と暮らし、人間らしい労働、基本的人権、民主主義を守り、発展させ、4) 労働と福祉を中心とする制度政策をよりよいものにする、ことを新たに追加。

1) 1979年事業団の発足以来、原則に貫かれた全国連帯の思想。全国組織の強みを生かして一全国に発信し、全国の仲間の実践に学び、交流し、学び合う中から生まれる力。

2) 全国協同集会や地域版協同労働推進ネットワーク(新潟、千葉、埼玉、広島、福岡)などを通して志を同じくするさまざまな団体と結んで連帯の運動を全国的に展開し、制度を改革し、政策をつくり、新たな制度の創設(協同労働の協同組合の法制化、「公的訓練・就労事業制度」等)をめざす。

3) 1992年原則「協同組合運動との連帯」、2002年原則「協同組合間の協同」に引き続き「協同組合間協同」の原則を提起。ICA第6原則「協同組合間の協同」：協同組合は、地域的、全国的、(国を超えた)広域的、国際的な組織を通じて協同することにより、組合員にもっとも効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

4) 国際協同組合記念協同組合協議会(IYC記念協、2012年発足)での協同組合どうしの交流を経て、これまでの日本協同組合連絡協議会(JJC)を発展改組して、2018年4月一般社団法人日本協同組合連携機構(JCA)を発足。「持続可能な地域の暮らしと仕事づくり」をテーマに地域での連携をめざして活動を開始。

7 国際連帯の原則

世界の人びととの連帯を強め、共生と協同の社会をめざして、1) ICAをはじめとする国際協同組合運動に参加し、2) 協同労働と協同組合運動を、東アジアを焦点に世界的に発展させ、3) グローバルな市民連帯を進める、と提起した。

1) 1992年原則で採用した国際連帯の原則(1992年ICA加盟)。

2) 「東アジアを焦点に」の意味：今後ともICA(国際協同組合同盟)、ICA-AP(アジア太平洋地域)、CICOPA(世界労協連)等世界の協同組合運動や、国連、ILOなどの国際機関において協同労働の協同組合の意味とその価値について発信を進めていくが、十数年にわ

たって交流してきた韓国の地域自活センター協会や韓国労協連など、今後さらに本格的な交流が想定される東アジアの地域において、協同労働の推進とその発展の戦略を中心に置くという意味である。

2014年11月17～19日にはソウル市主催の国際的社会的経済フォーラムに日本労協連から50人の参加、11月22～23日全国協同集会 in 九州・沖縄への韓国からの70人の参加、2018年12月には韓国企画財政部が労協連に来所、2019年3月には労協連が韓国に訪問して意見交換・交流を図る。

特に、米中会談など南北において緊張緩和が進展する一方、我が国においては緊張が高まる中で、市民レベルにおける平和と友好連帯を進める取組みは、協同労働運動にとっても重要なテーマの一つである。

韓国地域自活センター協会は、協同労働を以下のように位置づけている。

「初期の理念的志向として生産・協同・分かち合いを設定しており、協同は地域自活センターの自活事業を規定する非常に重要な概念であった。協同労働とは作業所内の協同と作業所外の協同（社会的協同）の同時進行であると考えている。協同労働の価値は、今日の新自由主義的なグローバル化がもたらす諸問題を克服するために、社会を再構成する意味を持っていることを示唆する。自活事業が真に、失業や貧困層に役立つ事業になるには、協同労働による地域からのよい仕事の組織化を通じて達成されるものと考えている」（2014年11月に締結した韓国地域自活センター協会と日本労協連の包括的協同協定書の文書原案より）。

※第1原則から第4原則まではいわば、協同労働の協同組合の組織と組合員の有り様（内的原理としての労働主権、連帯性の原則）を表現したものであるが、第5原則から第7原則は協同労働の協同組合やその組合員が地域や社会に対して何をなすべきか、その社会的役割（としての社会変革の原則）を原理的に表現したものである。

6. おわりに～法制化時代に、協同労働を社会的な力に

1844年に協同組合の先駆的存在であるロッチデール先駆者協同組合が労働者自身の手で誕生してから170年以上が経過した。協同組合は資本主義の勃興期19世紀にヨーロッパで始まり、その後世界各地に広がり、現在では、グローバル経済が跋扈する世界の中において日本を含め世界の多くの国々で多くの協同組合が活動を展開している。

協同組合とは、「共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的なニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織」（ICA定義）であり、社会的経済の主要な構成要素である。国連は、全世界に広がる「失業と貧困、社会的排除」に対して、協同組合は「貧困の根絶、完全かつ生産的な雇用の創出、社会統合の強化」を図ることができると評価し、2012年を国際協同組合同年と認定した。

世界の協同組合の連合組織であるICA（国際協同組合同盟）には、2012年3月現在で96カ国の283会員が加盟し、関連する組合員数は世界全体で約10億人にもものぼる。農林水産業、購買、金融、共済、雇用創出、旅行、住宅、福祉・医療など、人びとの生活のあらゆる分野で事業が営まれ、2008年のデータでは、世界の主な協同組合の上位300団体の総売上高は1.6兆米ドルに達している（これはGDPが世界第8位のロシアと、次に大きいス

ペインの間に位置する規模である)。

レイドロー報告において再評価されたワーカーズコープ(労働者協同組合)は「あらゆる種類の協同組合のなかで、おそらく一番複雑で、スムーズかつ成功裏に運営することの難しい協同組合である。初期のころ、失敗率が高かったことがこれを裏づけている。出資の造成、雇用労働者(非組合員)、所得の分配、残余財産の分配、出資金の払戻し、内部留保の積立などに関する多くの問題点や諸困難がある」とレイドロー報告(西暦2000年における協同組合)は指摘する一方で、「労働者協同組合が大規模に発展すれば、新しい産業革命の先導役を務めることになるだろう」「労働者協同組合は、たんなる雇用や所有しているという感覚よりも、もっと深い内面的ニーズ、つまり人間性と労働とのかかわりに触れるものである」と評価している。

2001年現在、労働者協同組合(ワーカーズコープ)は、国際的にはG7諸国を始めとして法律が整備されており、世界の生産協同組合と労働者協同組合には1,115万人が参加。特に、欧州では6万企業150万人が工業・手工業(33%)、サービス業(38%)、建設(14%)、社会サービス(13%)、文化教育(2%)の部門に従事している(2001年8月24日読売新聞記事)。

最新のCECOP(産業・サービス協同組合のヨーロッパ連合会)のデータによれば、欧州15カ国で130万人の労働者を雇用する、5万の企業がある(3万5,000の労協、1万2,000の社会的協同組合、2,000の労働者会社、1,000の自己雇用(自営)生産協同組合、CECOPのホームページより)。

隣国、韓国では2011年12月「協同組合基本法」(社会的協同組合を内包)制定、2012年12月施行。「基本は、だれでも、どこでも5人以上集まれば、協同組合をつくることができる」(キム・コンチョル氏:漢陽大学教授、大統領室「協同組合育成タスクフォース」委員)。2018年現在、約1万の協同組合(うち4%が労働者協同組合)が設立されている。

我が国の協同労働の協同組合は、市民が主体となって「働く機会を自発的に創出する」として「よい仕事を実現し、社会に役立つ」ことに道を拓く組織である。この協同組合は、働きたいと願いながら仕事を得られないでいる人々や、まともな仕事に就きたいと願いながら適わない人々が「雇ってもらおう」のを待つのではなく、自発性や主体性を高め、自らが主体的に仕事を創り出していくことを支援することを目的としている。

協同労働の協同組合を法制化し、社会的制度を与えることで、市民が当事者として出資し、事業経営に参画することで、営利企業やNPO法人における労働では解決がむずかしい、また地域や社会が抱える数多くの問題を解決できる可能性がある。

広島市では、法制化に先行して2014年度「協同労働プラットフォーム事業」が制度化され、「自ら出資して経営に参画し、生きがいを感じながら地域課題の解決に取り組む労働形態である『協同労働』」により、就業や社会参加を希望する意欲と能力のある高齢者(満60歳以上の者)の「社会的起業」を促すためのプラットフォームを安佐南区及び安佐北区においてモデル的に構築し、その結果と課題を検証する(広島市)として事業が行われ、19の協同労働組織が誕生している。

「（ワーカーズコープの）力点は『自分らしく働くこと』だ。ワーカーズコープでは職業訓練と事業運営を通じて、地域社会へ還元していく『社会連帯経済』の促進を目指す。労働を通じて、地域の長期的な繁栄に重きを置いた投資を計画するのである。これは、生産領域そのものを<コモン>（社会の共有財産）にすることで、経済を民主化する試みにほかならない。ワーカーズコープは世界中に広がっている。日本でも、介護、保育、林業、農業、清掃などの分野でワーカーズコープの活動は40年近く続いている。その規模は15000人以上だ・・・労働者協同組合（とその法制化）は、このコモンを制度化するものの一つであろう」（斎藤幸平「『人新生』の資本論」、集英社新書、2020年9月）。

「モノがこれだけあふれる状況の中で人々の需要が飽和し、『成長・拡大』を至上目的とする資本主義が根本的な臨界点に至っている状況として捉えてきた。つまり従来型の市場経済が飽和する『定常型社会』ないし定常経済への移行ということだが、ここで大きく浮上するのが『コミュニティ経済』と呼ぶべき新しい質の経済であり、同時にそれは、先ほどから述べているような“株式会社の時代”に代わる、新たな『組織』の生成を要請することになる。つまり、新たな経済システムの時代には、それにふさわしい組織の形態が求められるのだ。最近様々な形で注目され、多様な分野で発展しているワーカーズコープ（働く者自らが出資し協同して事業を営む形態）などの協同組合はそうした象徴的な例と言えるだろうし、今後さらに多様な形態の組織が模索されていくことになるだろう」（広井良典著「人口減少社会という希望 コミュニティ経済の生成と地球倫理」、朝日新聞出版、2013年4月）。

労働者協同組合が法制化される時代に求められていることは、「労働の復権」と「市場の社会的コントロール」、そして「公共を市民の協同で担う」ことで、人間的な社会の再創造への道を鮮明にすることであろう。市民・働く者を協同のルールで結び、働く意志ある者、協同して仕事おこしの意志ある者なら誰にもその道を開くことを可能にする仕組み、すなわち市民自身が公共を担うことをいちばん行いやすくするのが協同労働であり、その法律が「労働者協同組合法」である。協同労働が法制化される時代に、「協同労働の協同組合」の運動・事業のさらなる発展に向けて、新原則についての理解を深めていただければと思う。